

静岡県小規模修繕等業務委託（単価契約）に係る最低制限価格制度要領

【改定箇所 新旧対照表】

令和2年4月

静岡県

新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;">静岡県小規模修繕等業務委託に係る最低制限価格制度実施要領</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(最低制限価格の設定及び算定)</p> <p>第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった工事価格計の額に10分の8を乗じて得た額に、100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>2 最低制限価格算出の基礎となった額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>3 特別なものについては、第1項の算出方法にかかわらず契約ごとに10分の7.5以上で適宜の割合を工事価格計の額に乗じて得た額とする。</p> <p>4 前3項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格〇〇円」と記載し、さらに、最低制限価格に110分の100を乗じて得た金額を「(最低制限価格入札書比較価格〇〇円(消費税抜き))」と記載する。</p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成28年2月15日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成31年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、令和元年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、令和元年10月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p>	<p style="text-align: center;">静岡県小規模修繕等業務委託に係る最低制限価格制度実施要領</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(最低制限価格の設定及び算定)</p> <p>第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった工事価格計の額に10分の8を乗じて得た額に、100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>2 最低制限価格算出の基礎となった額の合計額は1万円単位とし、1万円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>3 特別なものについては、第1項の算出方法にかかわらず契約ごとに10分の7.5以上で適宜の割合を工事価格計の額に乗じて得た額とする。</p> <p>4 前3項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格〇〇円」と記載し、さらに、最低制限価格に110分の100を乗じて得た金額を「(最低制限価格入札書比較価格〇〇円(消費税抜き))」と記載する。</p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成28年2月15日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成31年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、令和元年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、令和元年10月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p><u>この要領は、令和2年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</u></p>